令和2年度決算　財務書類

注記（全体会計）

**1　重要な会計方針**

（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産･･････････････････････････････取得価額

　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　　ア　昭和 59 年度以前に取得したもの･･････再調達価額

　　ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

　　イ　昭和 60 年度以後に取得したもの

　　　取得価額が判明しているもの････････････取得価額

　　　取得価額が不明なもの･･････････････････再調達価額

　　ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産･･････････････････････････････原則として取得価額

　ただし、取得価額が不明なものは、再調達価額としています。

（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的以外の有価証券

　ア　市場価格のあるもの････････････････････会計年度末における市場価格

　イ　市場価格のないもの････････････････････取得価額

②出資金

　ア　市場価格のあるもの････････････････････会計年度末における市場価格

　イ　市場価格のないもの････････････････････出資金額

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

（４）有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）･････定額法

　なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　建物 4 年 ～ 50 年

　　工作物 9 年 ～ 60 年

　　物品 3 年 ～ 20 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

　（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（ 5 年）に基づく定額法によっています。）

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引を除きます。）

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

（５）引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

　　市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額の差額を計上しています。

②徴収不能引当金

　未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

　長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

　期末自己都合要支給額に、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち知夫村へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。

④賞与等引当金

　翌年度 6 月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（６）リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引を除きます。）

　通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（７）連結資金収支計算書における資金の範囲

　現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

　なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

（８）消費税等の会計処理

　消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

（９）連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

　決算日と連結決算日の差異が3ケ月を超える連結対象団体はありません。

**２　重要な会計方針の変更等**

　重要な会計方針の変更はありません。

**３　重要な後発事象**

（１）主要な業務の改廃

令和6年度より、簡易水道事業と下水道事業が公営企業法の適用を開始します。

**４　偶発債務**

　該当はありません。

**５　追加情報**

（１）連結対象団体（会計）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体（会計）名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
| 国民健康保険特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 国民健康保険知夫村  診療所事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 国民健康保険知夫村  歯科診療所事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 簡易水道事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 下水道事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 後期高齢者医療事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |

連結の方法は次のとおりです。

①地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

（２）出納整理期間

　地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

（３）売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア　範囲

　庁内組織において、売却予定とされている公共資産

イ　内訳

該当はありません